

松高第1392号

平成25年4月1日

各居宅介護（介護予防）支援事業者 様
各松原市地域包括支援センター 様
各施設管理者 様

松原市健康部高齢介護課長

有料老人ホーム等の入居者に係る居宅介護支援費における
独居高齢者加算の取り扱いについて（通知）

平素は、本市介護保険事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

標記の独居高齢者加算の算定は、「利用者から介護支援専門員に対し、単身で居住していると認められる場合は算定できるもの」（平成12年老企第36号第3の15）とし、その趣旨としては「介護支援専門員がケアマネジメントを行う際に、家族等と居住している利用者に比べて、生活状況等の把握や日常生活における支援等が困難であり、訪問、電話など特に労力を要する独居高齢者に対する支援についての評価を行うもの」（平成21年4月報酬改定関係Q&AVol.1）参照）とされています。高齢者の居住安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の改正により、平成23年10月20日からサービス付き高齢者向け住宅制度がはじまり高齢者向け住宅のあり方も変化してきております。

本市においても、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス等の入居者に対して、当該施設において、当該利用者の生活状況を把握しているものがおり、その者から当該利用者に係る生活状況等の情報収集が出来る場合、介護支援専門員がケアマネジメントを行うにあたって、生活状況等の把握や日常生活における支援等に、特に労力を要するとは判断しがたいために当該算定を一律にすることはできないものとします。

ただし、個別事例について判断に迷う場合は、本市にご相談くださいますようお願いいたします。

松原市健康部高齢介護課 認定係
担当：木村
電話：072-334-1550
Fax：072-337-3052
E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp